

告 示

埼玉県告示第六百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

店舗周囲において、騒音レベルが試算において規定範囲を超過している単体地点があり、試算には含まれていない来店車両によるドアやトランクの開閉音等を加えると、実際にはさらに騒音程度と範囲の拡大が懸念される。

また、店舗南側面において、住宅に距離的に接近して大型店舗施設店頭面を配置しているが、これにより喧噪や光害等、日中から深夜に及ぶ生活環境への大きな支障が強く懸念される。

これらについて、近隣生活環境の保持のために、大型店舗施設の配置の見直しを含め、実効性ある遮蔽等、自主的な事前の予防と住民への説明を図ってもらいたい。

二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター